



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

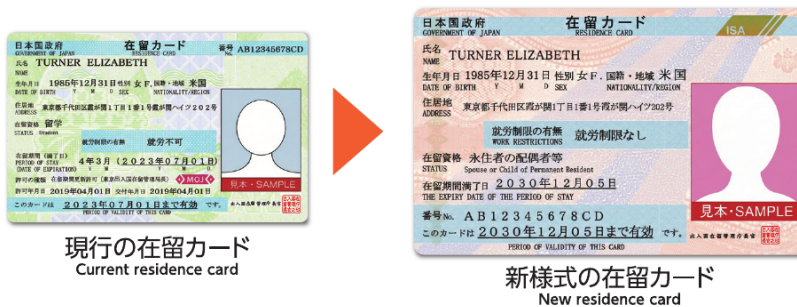
弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

1 新しい在留カード — 券面に「在留期間」が書かれていません

2026年6月23日 入管庁お知らせ 全業種共通・採用時の確認実務に影響

2026年6月14日以降に交付される新しい様式の在留カードでは、これまで券面に記載されていた「在留期間」「許可の種類」「許可年月日」が記載されなくなりました。入管庁の「在留カード等読取アプリ」でも、2026年9月頃に予定される改修版が出るまでは、これらの項目は表示されません。外国人を雇用する企業は、採用時・在留期限管理の確認方法の見直しが必要です。

新旧の在留カードはここが違います



出典：出入国在留管理庁リーフレット「在留カードと特別永住者証明書のデザインが変わります!!」 (<https://www.moj.go.jp/isa/content/001465339.pdf>) / 出入国在留管理庁「在留カードとは？」 (https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/whatzairyu_00001.html)

今後のスケジュール

2026年6月14日～

新様式カードの交付開始

券面から「在留期間」「許可の種類」「許可年月日」の記載がなくなりました

現在～9月頃

読取アプリでも表示されない期間

下の表の方法で確認する必要があります（本ガイドの対応期間）

2026年9月頃

読取アプリの改修版リリース予定

在留期間・許可の種類・許可年月日もアプリで表示できるようになる予定

当面の確認方法（読取アプリ改修まで）

確認したい情報	確認方法
在留期間	本人の「住民票」で確認（住民票には在留期間が記載されます）
許可年月日	住民票には載らないため、入管庁HPの算出ツールを利用（在留資格「変更」の場合のみ算出可。「更新」の場合は算出できません）
在留資格・期間満了日・就労制限の有無など	これまでどおり券面・読取アプリで確認できます

※マイナンバーカード一体型の「特定在留カード」は、デジタル庁「対面確認アプリ」（現時点でiOS版のみ）で在留期間等を読み取れます。6月13日以前交付の従来様式カードはこれまでどおり券面で確認でき、新旧カードが当面併存します。

！今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 採用時・在留期限管理の社内チェック手順を「カードに在留期間欄がない」前提で見直す
- ✓ 新様式カードの所持者を採用する場合は、住民票の写しの提出を求める運用を検討する
- ✓ 2026年9月頃の読取アプリ改修版のリリースを確認し、確認フローを更新する



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

2 製造業 — 新制度・新ルールの公表が相次いでいます

2026年6月4日・6月25日 法務省・厚生労働省・経済産業省

工業製品製造業の分野では、6月に重要な公表が3つ続きました。技能実習生がいる企業、特定技能外国人の受入れ中・検討中の企業はご確認ください。

6月に公表された3つの新ルール

公表日	公表された内容	企業への影響
6月4日	「育成就労」（技能実習に代わる新制度）の製造業分野の詳細ルールが確定（運用要領別冊の策定）	今後の外国人材の受入れ計画の前提になります。従事できる業務・技能や日本語の要件等を確認
6月4日	入管庁が「技能実習2号 → 特定技能1号」の対応早見表を公開	自社の実習生が試験免除で特定技能に移行できるかが一目で確認できます
6月25日	特定技能の製造業分野ルールを改定（6月に追加された7業種などを反映）	自社事業所の「日本標準産業分類」が対象に該当するか、最新版での再確認が必要

「育成就労」とは？ — 技能実習に代わる新しい制度です

- ◆ 技能実習制度を発展的に解消して作られる新制度で、原則3年間で特定技能1号の水準まで人材を育成することを目的としています。
- ◆ 従事できる業務や受け入れの要件は分野ごとに定められます。今回、製造業分野の詳細ルール（運用要領別冊）が確定したことで、制度開始に向けた実務上の準備が可能になりました。

対応早見表の見方 — 実習生の「特定技能への切替え先」がわかります

対応早見表では、技能実習の職種・作業ごとに、試験免除で移行できる特定技能の分野（業務区分）が示されています。1つの職種から複数の分野へ移行できるケースもあります。

技能実習の職種（作業）	試験免除で移行できる特定技能1号の分野（業務区分）
建築大工（大工工事）	建設（建築） / 工業製品製造業（プレハブ住宅製品製造）※6月に追加された業種
家具製作（家具手加工）	造船・船用工業（造船） / 工業製品製造業（家具製造）※6月に追加された業種

※上記は一例です。全職種の対応関係は入管庁公表の一覧表（令和8年6月1日時点）で確認できます。移行には技能実習2号を2年以上「良好に」修了していること等の条件があります。

6月25日改定 — 確認すべきポイント

- ◆ 6月1日に追加された7業種（電線・ケーブル製造、プレハブ住宅製品製造、家具製造、定形・不定形耐火物製造、生コンクリート製造、ゴム製品製造、かばん製造）等を踏まえ、対象業種・産業分類の記載が更新されました。
- ◆ 業種区分に該当していても、受け入れ事業所の「日本標準産業分類」が対象外の場合は受け入れができません。必ず最新版でご確認ください。

！今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 技能実習生がいる企業：対応早見表で特定技能への切替え（試験・日本語試験の免除）の可否を確認する
- ✓ 受入れ中・検討中の企業：事業所の産業分類の該当性を改定後の最新ルールで再確認する
- ✓ 育成就労での受入れを検討する企業：要件の確認を早めに始める → 弊事務所にご相談ください



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所
SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

3 宿泊分野 — 「レストランのない施設」は受入れに注意

観光庁（宿泊分野の協議会）の運用 実務上の混乱が生じています

宿泊分野の協議会（観光庁）は、特定技能外国人の受入れにあたり「レストランサービス業務に従事できる環境」があることを求める運用をしており、確認のため飲食店営業許可証や写真の提出を求められる場合があります。

何が問題になっているのか

- ◆ 宿泊分野で従事できる業務は「フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供」と定められており、ルール上、レストランサービスへの従事が必須なのかは明確ではありません。
- ◆ そのため、レストランを持たないホテル・旅館を中心に、受入れの可否を巡って実務上の混乱が生じています。

！今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ レストランのないホテル・旅館で受入れを予定している場合は、申請前に体制・提出書類を確認する
- ✓ 協議会から想定外の資料提出を求められた場合や、判断に迷う場合は弊社事務所にご相談ください

4 リネンサプライ分野 — 受入れルールが確定しました

2026年6月1日 運用要領別冊の策定

ホテルや病院のシーツ・タオル等を洗濯して納品する「リネンサプライ」の分野で、特定技能外国人の受入れルールが確定し、受入れ準備が可能になりました。

従事できる業務	リネン類の入荷から仕分け・洗濯・出荷までの一連の業務（運搬・清掃等への付随的な従事は可。関連業務のみへの従事は不可）
外国人本人の要件	リネンサプライ分野の評価試験（ラインのリーダーを担えるレベル）＋日本語試験（N4以上等）の合格
試験が免除される場合	対応する技能実習2号を良好に修了した方は、技能試験・日本語試験とも免除されます
会社側の主な要件	分野の協議会への加入（在留申請の前に加入が必要）、協議会で決定された事項の実施、協議会への必要な協力 など

！今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 技能実習2号の修了者（元実習生を含む）がいれば試験免除ルートでの採用を検討。受入れをお考えの企業はご相談ください

5 自動車運送業 — 受入れFAQが改定されました

2026年6月1日 国土交通省

トラック・バス・タクシーのドライバー受入れに関するFAQ（よくある質問）が改定されました。主な要件は次のとおりです。

外国人本人の要件	①評価試験（トラック／バス／タクシー別）＋日本語試験の合格 ②日本の運転免許（トラックは第一種／バス・タクシーは第二種） ③バス・タクシーは新任運転者研修の修了
会社側の主な要件	①自動車運送事業を営んでいること ②分野の協議会への加入 ③「働きやすい職場認証」またはGマーク認定（Gマークで足りるのはトラックのみ）
試験の内容・教材	トラックは運行業務・荷役業務等、バス・タクシーは運行業務・接客業務等が出題範囲。学習用テキストが業界団体のHPで公開されています

！今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ ドライバー採用を検討中の企業は、自社の「働きやすい職場認証」等の取得状況と最新FAQの要件を確認する



白崎 識隆 法律事務所

白崎 FHR 経営労務事務所

SHIRASAKI FHR MANAGEMENT & LABOR CONSULTING OFFICE

大阪弁護士会所属

弁護士・社会保険労務士 白崎識隆

6 介護（訪問系）— 巡回訪問の準備書類を今から整備

2026年6月19日更新 国際厚生事業団（JICWELS）

訪問介護等の「訪問系サービス」に特定技能外国人を従事させる事業所には、遵守事項の実施状況を確認する巡回訪問が実施されます（6月19日に案内・準備書類一覧が更新）。利用者と1対1で行う業務のため、手厚いチェックの仕組みが設けられています。

受入れから巡回訪問までの流れ

STEP 1

従事前の書類確認

遵守事項を実施できる体制があるかを、事業所の提出書類で確認

STEP 2

適合確認書の交付

確認ができた事業所に、訪問系に従事する外国人ごとに交付されます

STEP 3

巡回訪問の実施

事前質問票への回答と、遵守事項を実施したことがわかる記録の提示が必要

巡回訪問の準備書類チェックリスト（2026年6月18日更新版）

- | | |
|--|---|
| ☐ 事前質問票（法人用・事業所担当者用・外国人本人作成用）※本人用等は外国人ごとに1部 | ☐ 研修の実施記録（出席記録・本人作成のレポート・実施日のシフト表等。研修資料だけでは不可） |
| ☐ 実務経験1年以上の証明（雇用契約書・シフト表・給料明細等。履歴書のみは不可） | ☐ OJTの実施記録（チェックシート・OJT計画書・実施後のレポート等） |
| ☐ 初任者研修等の修了証 | ☐ ハラスメント対策の実施資料（研修資料・担当者設置・相談記録等） |
| ☐ 利用者・家族への説明書の写し（署名入りのもの） | ☐ 緊急時体制がわかる資料（対応マニュアル・勤務体制一覧表等） |
| ☐ 訪問系サービスの要件に係る報告書（適合確認申請で提出したもの） | ※実務経験1年未満の場合はN2以上の証明も必要。同一法人内の別の外国人職員の書類や、当日の追加書類を求められる場合もあります。 |
| ☐ キャリアアップ計画（評価期間内のもの） | |

！今すぐやること（アクションポイント）

- ✓ 研修・OJT・ハラスメント対策は「いつ・どのように実施したか」がわかる記録を残す運用に切り替える（資料の保管だけでは足りません）
- ✓ 上記チェックリストを担当部署に共有し、不足している書類・記録を今から整備する

今月号の総まとめ — まずこの4つをご確認ください

対象	最優先のアクション
全業種	新しい在留カードは券面に「在留期間」なし → 住民票で確認 する運用に切り替える（P.1）
製造業	対応早見表で実習生の 特定技能への切替え可否 と、事業所の 産業分類の該当性 を確認する（P.2）
宿泊・リネン・運送	宿泊は レストラン環境 、リネンサプライは受入れ準備、自動車運送は 職場認証等 の確認から（P.3）
介護（訪問系）	巡回訪問に備え、研修・OJT等の「 実施した記録 」を残す運用に今すぐ切り替える（P.4）

▶ お問い合わせ先

白崎識隆法律事務所・白崎FHR経営労務事務所

E-mail	info@shirasaki-law.com	所在地	〒530-0044 大阪市北区東天満2丁目1番4号 五高ビル702号
公式HP	https://www.shirasaki-law.com	TEL/FAX	TEL 06-6356-2027 / FAX 06-6356-2028
外国人HP	https://www.shirasaki-law.com/global/		

本資料は一般的な情報提供を目的としており、個別の法的アドバイスを構成するものではありません。参考：入管庁お知らせ・対応関係一覧、法務省・厚労省・経産省 各運用要領別冊、国交省FAQ、国際厚生事業団の巡回訪問案内（いずれも令和8年6月公表・更新）。